

南予南部交通アクセス向上検討会開催要綱

(開催)

第1条 愛媛県地域公共交通網再編協議会（以下「再編協議会」という。）設置要綱第12条の規定に基づき、予土線沿線を含む南予南部地域において、地域自らがデザインする地域公共交通を実現するため、再編協議会の部会として、南予南部交通アクセス向上検討会（以下「本検討会」という。）を開催する。

(事業)

第2条 本検討会は、次の事業を行う。

- (1) 住民の移動実態及び交通ニーズ等の把握に関すること。
- (2) 地域に適した公共交通のあり方の検証に関すること。
- (3) 地域における交通アクセスの利便性向上及び公共交通全体の利用促進に係る事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 本検討会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 再編協議会委員のうち再編協議会会長が指名する者
 - (2) 愛媛県企画振興部政策企画局地域政策課交通政策室長
 - (3) 愛媛県南予地方局地域産業振興部地域政策課長
 - (4) その他再編協議会会長が必要と認める者
- 2 本検討会は、学識経験者をアドバイザーとして置くことができる。
- 3 第1項の委員に異動がある場合、当該委員の後任に当たる者が新たに委員に就くものとする。

(会長及び副会長)

第4条 本検討会に、会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、愛媛県企画振興部政策企画局地域政策課交通政策室長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、本検討会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議等)

第5条 本検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の協議事項が特定の分野に限定される場合、会長は、当該分野に係る委員のみを招集することができるものとする。
- 3 委員は、会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外の者に対して資料を提出させ、又は出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 本検討会の関係者は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第7条 本検討会の事務を処理するため、愛媛県企画振興部政策企画局地域政策課交通政策室に事務局を置く。

(会計)

第8条 本検討会の経費は、再編協議会が負担する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月29日から施行する。